

**令和6年度秋選抜募集要項**  
**京都大学大学院教育支援機 SPRING プログラム（進学前採用枠）**  
**京都大学大学院教育支援機構次世代 AI プログラム（進学前採用枠）**  
**（令和7年度（2025年度）10月採用分）**

**1. 趣旨**

大学院をめぐっては、優秀で意欲ある学生の博士後期課程等への進学を促進することが何よりも重要な課題となっており、この課題を解決するためには、学生に対する経済支援を拡充すること、将来のキャリアパスを明確化するとともに、そこに繋げるためのキャリア形成に資する教育機会や支援が提供されていることが不可欠です。

京都大学大学院教育支援機構では、大学院生に対する経済支援方策を一体で有効に運用するとともに、博士人材が幅広く活躍するための多様なキャリアパスの整備を進めています。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」）の助成を受けて実施する**京都大学大学院教育支援機構 SPRING プログラム**（以下、「**機構 SPRING プログラム**」という）は、上記目的を達成するために研究科や研究室など既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程等学生を選抜し、研究奨励費及び研究費（以下「**研究奨励費等**」）を支給するものです。

また、JST の助成を受けて実施する**京都大学大学院教育支援機構次世代 AI プログラム**（以下、「**機構次世代 AI プログラム**」という）は、緊急性の高い国家戦略分野の研究者層を厚くするため、国家戦略分野である次世代 AI 分野に資する研究開発に取り組もうとする博士後期課程等学生に対し手厚い支援を行い高い研究成果を求めるものです。

機構次世代 AI プログラムの進学前採用枠の選考は、機構 SPRING プログラムの進学前採用枠の選考と一体で行います。機構 SPRING プログラムでの進学前採用枠の採用者から希望者について追加審査を行い、機構次世代 AI プログラムの進学前採用枠の採用者を決定します。機構次世代 AI プログラムは、出願できる研究科・専攻が限定されています。詳細は別表1を参照してください。

**2. 出願対象分野**

（**機構 SPRING プログラム**）

**人文・社会／情報・AI／量子／マテリアル／健康・医療・生命／環境・エネルギー・複合**

すべての分野に出願できます。

選択できる分野は一つです。

### 3. 採用区分・採用予定数

〈機構 SPRING プログラム〉 35 名程度

〈機構次世代 AI プログラム〉 5 名程度

### 4. 出願資格

出願者は、必ず令和 8 年度（2026 年度）採用分の日本学術振興会特別研究員に応募する必要があります。（医学、薬学の 6 年制の学部課程第 6 年次の場合を除く）

〈機構 SPRING プログラム〉

- ・ 令和 6 年 10 月に次に示す本学の修士課程等のいずれかに在籍する者で、令和 7 年 10 月に本学博士後期課程等に進学する予定の者。（4 月入学予定者は対象外とする）
  - ① 修士課程又は専門職学位課程の最終年次（短期修了制度などにより修士課程における最終年次に在籍する場合を含む）
  - ② 5 年一貫制の博士課程第 2 年次
  - ③ 医学、薬学の 6 年制の学部課程第 6 年次
- ・ 外国人を含み、年齢要件はありません。
- ・ 給与を得ながら在籍する社会人学生は対象となりませんが、所属企業等から安定的な収入を得ていない、又は得ていても 240 万円／年未満である場合は出願可能です。（但し、240 万円／年を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合を除きます。）

〈機構次世代 AI プログラム〉

- ・ 令和 6 年 10 月に次に示す本学の修士課程等のいずれかに在籍する者で、令和 7 年 10 月に本学博士後期課程等に進学する予定の者。（4 月入学予定者は対象外とする）
  - ① 別表 1 に記載されている研究科・専攻に在籍する修士課程の最終年次（短期修了制度などにより修士課程における最終年次に在籍する場合を含む）又は医学研究科の 6 年制の学部課程第 6 年次で、令和 7 年 10 月に別表 1 に記載されている研究科・専攻の博士後期課程に進学予定の者
- ・ 次世代 AI 分野（AI 分野及び AI 分野における新興・融合分野）を研究対象とすること。
- ・ 次に示す本プログラムで求めている博士後期課程修了後のイメージにかなう者。
  - ① 博士号取得後は、我が国のイノベーション創出や産業競争力強化に貢献する次世代 AI 分野の研究者になる
  - ② ただ単に AI を使うだけに留まらず、AI エンジニアやデータサイエンティストとしてのスキルを持ち、

当該スキルを駆使して自分の研究を遂行するレベルになる（プログラミング、機械学習、アルゴリズム、データベース、数学・統計等のスキル）

③ 進化の著しい AI 技術を常に追いかけ、最適な AI を自分の研究に導入できるレベルになる

- ・ 我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う志を持つ者であり、学会発表・論文・産学連携・国際共同研究等の研究成果を毎年度あげられる者。支援期間中、自身の AI 研究についての学会発表や論文発表は必須とします。
- ・ 外国人を含み、年齢要件はありません。但し、留学生には、自分の研究が日本のイノベーション創出や日本の産業競争力強化にどのように貢献するか説明を求めるます。
- ・ 給与を得ながら在籍する社会人学生は対象となりませんが、所属企業等から安定的な収入を得ていない、又は得ていても 240 万円／年末満である場合は出願可能です。（但し、240 万円／年を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合を除きます。）

〈資格対象外：機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム共通〉

以下の学生は支援対象になりません。選考中又は選考後に以下に該当することとなった場合には、  
様式 3 により速やかに「15. 担当・問合せ先」にメールで連絡してください。

- ・ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員

但し、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用された場合は、学内担当部署と情報共有のうえ、機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムへの出願・採用は辞退したものとして取り扱います。なお、様式 3 の提出は不要です。

- ・ 生活費に係る十分な水準（240 万円／年）の奨学金を得ている学生

なお、生活費相当額ではなく研究費を支援する事業等であれば、機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムの支援対象となる場合があります。

- ・ 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円／年）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生（有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイトなどは、安定的な収入にあたりませんので、収入額による制限の対象となりません。但し、アルバイト等により研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に支障が出る場合は、支援の継続はできません。また、非常勤職員や嘱託等のポストを一定期間得て、240 万円／年以上の給与等を得ている場合は支援対象となりません。個人事業主も同様です。）

- ・ 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

- ・ 現時点で受給している、又は内定している民間奨学財団奨学金等がある場合は、併給可否に関わらず、申請前の段階で必ず当該民間奨学財団等に機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム申請可否の確認を行ってください。この確認を行わない場合、当該民間奨学財団奨学金又

は機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムの支援が取り消される場合があります。

## 5. 資格の取消し等

### 〈機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム共通〉

以下のいずれかに該当する場合には機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムの支援の取消し、又は研究奨励費等の支給を一時停止します。

- ・ 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用されたとき。
- ・ 生活費に係る十分な水準（240 万円／年）の奨学金を得たとき。
- ・ 所属する大学、企業等から、生活費相当額として十分な水準（年額 240 万円を基準とする。）の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められたとき。
- ・ 国費外国人留学生制度又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生となったとき。
- ・ 支給対象学生としての責務の履行の状況が不十分であると京都大学大学院教育支援機構長（以下「機構長」）が認めたとき。
- ・ 研究奨励費等の受給辞退の申出があったとき。
- ・ 研究奨励費等の受給に係る応募書類等に虚偽の記載があったとき。
- ・ 除籍されたとき。
- ・ 京都大学通則(昭和 28 年達示第 3 号)第 53 条の規定による懲戒を受けたとき。
- ・ その他機構長が支援を取消し、又は研究奨励費等の支給を一時停止すべき事由があると判断したとき。
- ・ 博士後期課程等を退学、休学したとき。

### 〈機構次世代 AI プログラム〉

- ・ 研究テーマを変更した場合で、変更後の研究テーマが次世代 AI 分野から逸脱していると別表 3 の次世代 AI プログラム実施委員会が判断した場合、機構次世代 AI プログラムの支援を取り消します。

## 6. 支援開始時期

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日

支援期間は標準修業年限までの期間とし、それを超える場合は以降の期間は支援の対象となりません。また、休学している期間も支援の対象となりません。但し、出産・育児・傷病等の場合等、研究を継続することが困難になった場合に、個別の事情に応じ、支援期間の中止・延長等を行う場合があります。

## 7. 支援額

〈機構 SPRING プログラム〉

① 一年度あたり 256 万円（研究奨励費 216 万円 + 研究費 40 万円）

研究奨励費 216 万円は、生活費相当額（令和 6 年度から授業料半額相当分以上を増額）とする

② 支援期間中の授業料半額免除措置（免除申請手続きは不要）。経済的理由等による全額免除は申請対象外となります。

〈機構次世代 AI プログラム〉

① 一年度あたり 390 万円（研究奨励費 300 万円 + 研究費 90 万円）

② 支援期間中の授業料全額免除措置（免除申請手続きは不要）。

〈機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム共通〉

- ・ 研究奨励費は令和 7 年 1 月分から支援します。
- ・ 研究費は採用通知後、大学院教育支援機構が定める期日以降に発生した費用に係る支出分から使用可能です。
- ・ 留学生については、研究奨励費、研究費ともに渡日確認（毎月 1 日）後に支給します。
- ・ 研究費は以下の使途に使用することができます。
  - ① 物品費：研究に必要な設備・備品・消耗品等を新たに購入するための経費
  - ② 旅費：採用者自身の海外・国内出張（資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等）のための旅費（交通費、宿泊費、日当）、採用者の研究への一時的参加者（被験者やフィールドワークの協力者等）のための旅費（交通費、宿泊費、日当）
  - ③ 謝金：研究開発への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金等の支払いのための経費
  - ④ その他：研究課題を実施するための経費（具体例として、（印刷費、複写費、現像・焼き付け費、通信費（切手、電話等）、運搬費、専用施設の借料、会議費（会場借料、会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類を除く）等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、ソフトウェアオンラインセンス使用料、機器修理費用、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用）等）
- ・ 機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムの採用者は、事業統括である機構長が当該学生の研究又はキャリア形成等において有意義と認めるときに、研究費を超える額を支給する「事業統括分配分経費」の制度による支援を受けることができます。採用者には改めて募集に関する詳細を

通知します。

## 8. 出願手続き

### ① 出願書類

- ・ 記載言語は、日本語又は英語とします。
- ・ 所属・学年については令和6年10月時点のものを記載してください。
- ・ 様式1 ①申請書、②次世代AI補足説明書
  - ① 申請書は、研究計画等を記載（申請者全員記載必須）
  - ② 次世代AI補足説明書は、機構次世代AIプログラムでの採用を希望する留学生のみ記載すること。該当する留学生は、自分の研究が日本のイノベーション創出や日本の産業競争力強化にどのように貢献するかを説明すること。
- ・ 様式2 確認書
  - 指導教員等、実質的に申請者の研究内容を把握している教員に直接依頼すること。但し、機構次世代AIプログラムでの採用希望者は、別表1に所属する指導教員に依頼すること。
  - ・ 学部課程の成績（医学、薬学の6年制の学部課程の場合は提出可能な直近のものまで）
  - ・ 修士課程の成績（第1年次前期など提出可能な直近のものまで）
  - ただし、5年一貫制の博士課程の場合は博士課程の成績を提出すること

### ② 出願方法

WEB出願システムを通して申請してください。WEB出願システム以外での出願は一切受理しません。

WEB出願システムでは以下のことを行ってください。（詳細はマニュアル参照）

- ・ 基本情報の入力及び様式2（確認書）以外の出願書類のアップロード
- ・ 基本情報の入力の中に、機構次世代AIプログラムでの採用を第一希望とするか確認する項目があります。「4. 出願資格」で機構次世代AIプログラムへの出願資格を有する者で、機構次世代AIプログラムでの採用希望者はチェックを入れてください。
- ・ 指導教員等のメールアドレスを入力し、様式2（確認書）アップロード依頼を送付、システムから、指定されたメールアドレスにアップロード用リンクが送付されます。
- ・ 作業の完了後、「確定」ボタンを押し、申請を確定してください。

WEB出願システムURL：<https://kugd.kyoto-u.online/applicant/senkos/19/top>

### ③ 出願期間

令和 6(2024)年 9 月 2 日（月）～9 月 20 日（金）17:00（日本標準時間）【厳守】

期間後に出願することはできません。また出願期間終了直前はサーバーが混み合う可能性がありますが、これによる遅延・トラブル等には一切責任を負いません。時間には十分余裕を持って出願してください。

#### ④ 注意事項

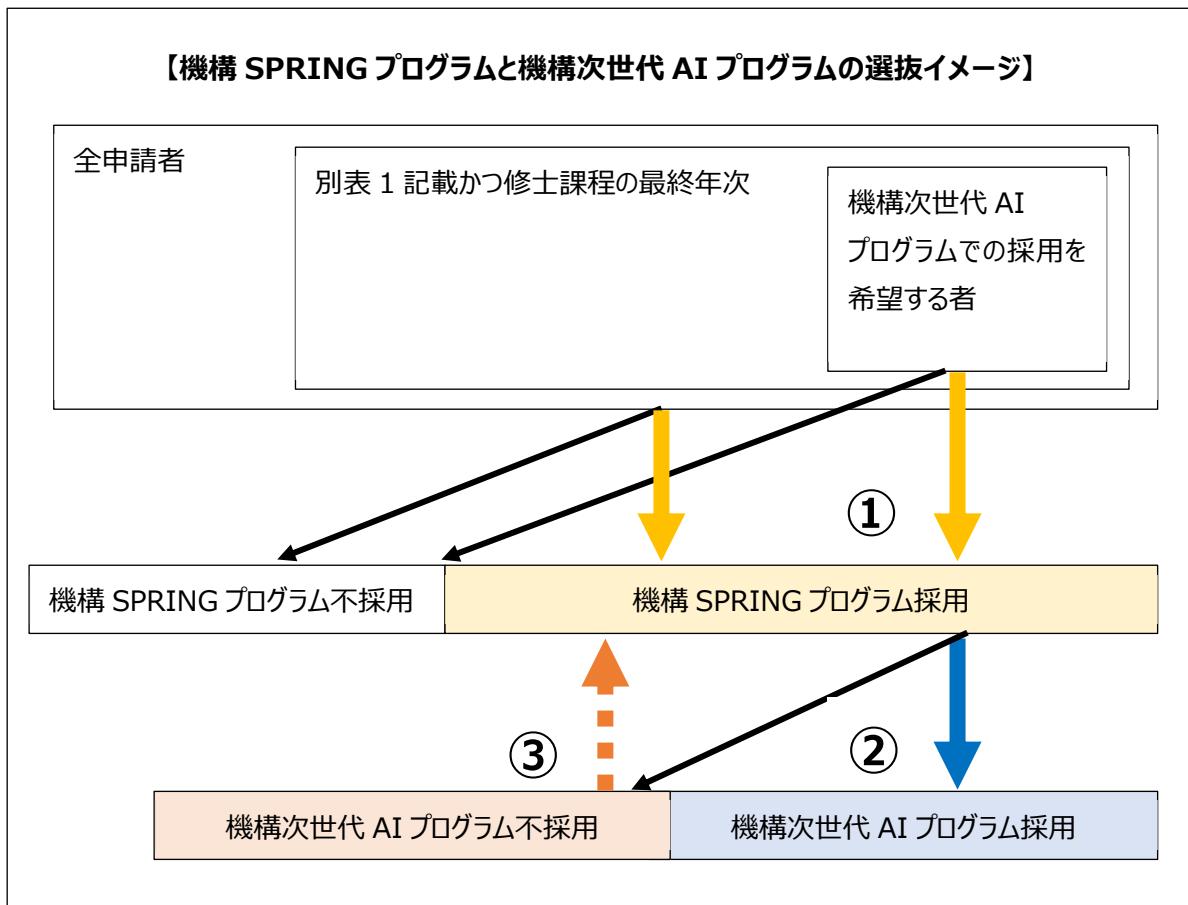
- ・ 出願は、指導教員等の確認書アップロード含め、Web 出願システム上で「確定」されたことにより出願完了となります。
- ・ 出願書類は所定の様式を使用してください。所定様式以外の出願は認められません。
- ・ Web 出願システムでの「確定」後、どのような事情があっても、「確定」を取り消すことはできません。記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- ・ 出願は 1 人 1 件に限ります。2 件以上申請した場合、全ての出願を無効とします。
- ・ 通常枠と進学前採用枠の 2 つがあるため登録間違いをしないよう注意してください。
- ・ 出願書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用開始時に遡って資格を取り消すことがあります。

### 9. 選考及び結果

機構 SPRING プログラムは、分野選考及び全学選考により審査します。分野選考は、出願分野に関する高い専門性や能力を中心に別表 2 の機構 SPRING 分野選考審査単位で審査します。全学選考は、分野選考を通過した者を対象に、分野に捉われることなく、社会的要請にも対応しうる挑戦的・融合的な研究計画や意欲を中心に全学で審査します。

機構 SPRING プログラム採用者のうち、「4. 出願資格」で機構次世代 AI プログラムへの出願資格を有する者かつ機構次世代 AI プログラムでの採用希望者は、別表 3・次世代 AI 分野での追加審査が行われます。追加審査に合格すれば、機構次世代 AI プログラムでの採用となります。追加審査に不合格であれば、機構 SPRING プログラムでの採用となります。

選考結果は、令和 6 年（2024 年）11 月 18 日（月）以降、メールで直接連絡します。



## 10. 研究費等の適正管理および研究公正

- 京都大学では、「京都大学競争的研究費等不正防止計画—第9次—」（以下、「防止計画」という。）を策定し、公的研究費の適正管理に取り組んでいます。機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムに採用される大学院生は、防止計画を遵守する必要があります。

関連資料：研究費使用ハンドブック

URL: <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/public/competitive/handbook>

- 京都大学では「研究公正推進アクションプラン」を策定し、学術活動（研究及び学習）を公正に推進するよう取り組んでいます。採用された方は、アクションプランを遵守する必要があります。

関連資料：研究公正推進アクションプラン、研究公正パンフレット

URL: <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin>

## 11. 義務・協力事項

機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムに採用される者は、国立研究開発法人科学技術振興機構及び文部科学省あるいは本学による、以下の取組への義務及び協力があります。詳細

は採用後にお知らせします。

〈機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム共通〉

① 研究倫理教育の受講【義務】

「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講すること。

以下の本学ウェブサイトに記載のマニュアル等を参照の上、『京都大学研究倫理・研究公正コース 20\*\*（○○系）』のうち関係する分野のコースをひとつ受講すること。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/rule/suishin/kensyu>

② 研究費使用 e-Learning の受講【義務】

京都大学 e-Learning 研修システム「研究費等の適切な使用について」を受講すること。

③ JST や文部科学省等が主催する博士後期課程等学生交流イベント等への参加【協力事項】

事業に参加した博士後期課程等学生が大学横断的に交流を行いうべ等で、他大学の学生との交流を通じ、学生同士の相互触発やネットワーク作りを図ります。

④ 学生へのモニタリング調査への協力【義務】

JST が支援学生に対して直接フォローアップを行うとともに、支援学生へのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、それらの結果を各事業の評価に直接活用します。

⑤ 育成効果の評価及び追跡調査（1）【義務】

修了生のその後のキャリアについて、10 年以上追跡調査を行い、JST に情報提供を行います。追跡調査にあたり、文部科学省科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が運営している博士人材データベース（JGRAD）に登録すること。

⑥ 育成効果の評価及び追跡調査（2）【義務】

支援期間中、及び修了後 10 年間の間、本学が行うアンケート等の調査に協力すること。

⑦ 大学院教育支援機構が開催するポスター発表会・研究交流会や各研究科が実施するキャリア開発コンテンツ等に積極的に参加すること。【義務】

〈機構 SPRING プログラム〉

① ジョブ型研究インターンシップ専用システムにアカウント登録をすること（実施は任意）。【義務】

詳細については、採用後に通知します。

② 以下の分野については、各分野が実施するキャリア開発コンテンツ等に積極的に参加すること。【分野により義務または積極的義務】なお詳細は以下のウェブサイト等を参照すること。

- ・ 情報・AI :

[https://www.i.kyoto-u.ac.jp/education/DoGS\\_SPRING/](https://www.i.kyoto-u.ac.jp/education/DoGS_SPRING/)

- ・ 量子 :

<https://www.sci.kyoto-u.ac.jp/ja/academics/dcsupport/spring#normal>

- ・ マテリアル：

<https://sites.google.com/kyoto-u.ac.jp/fs-mat>

#### 〈機構次世代 AI プログラム〉

① 学会発表・論文・産学連携・国際共同研究等の高い研究成果をあげるよう取り組むこと。【義務】

② 支援期間中、自身の AI 研究について学会発表や論文発表を必ず行うこと。【義務】

③ メンターによる副指導 【義務】

メンター（学生の研究及びキャリア形成に関する指導及び助言を行う教員）の指導を受けること。メンターは、指導教員とは異なる観点から学生の研究やキャリアパスについての助言を行なう。学生が基礎的(応用的)な研究をしているなら応用(基礎)分野の研究者を割り当てるようにして、多様な観点を確保するとともに、共同研究等にもつながる可能性を見込んでいる。

④ イベントにおける研究成果の発表【義務】

研究力向上と修了後の多様な学術・産業分野におけるキャリアパスの構築に資するため、「京都大学 ICT イノベーション」、または京都大学理学共創イノベーションコンソーシアムが実施する研究交流会・企業研究説明会等、本学主催のイベントで研究成果を発表すること。

⑤ a)インターン、b)海外長期派遣、c)TA・TAS 従事、d)勉強会やワークショップとの企画・実施 【いずれか最低一つは必須】

研究力、企画力、教育力強化のため、a)から d)のうち最低一つは実施すること。

a) 国等の研究機関や企業で長期(1ヶ月以上)の研究インターンシップを行う。

b) 海外の大学・研究所等で、研究指導委託・共同研究・インターンシップ等の形で、長期(少なくとも 1 カ月以上)の滞在研究を行う。

c) AI 関連分野の学部・大学院科目での TA あるいは TAS に従事すること。

d) 最新の AI 分野の研究動向を探るための勉強会(セミナー)やワークショップ等を企画・実施すること。

⑥ 英語及び日本語の習得に努めること。【努力義務】

#### 1.2. 個人情報の取扱い

出願書類に含まれる個人情報は「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に基づき厳重に管理し、機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムの選考及び支援に係る業務遂行のみに利用します。但し、「4. 出願資格」に記載する、機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラム以外の支援対象となった者については、確認のため本学内担当部署に個人情報の一部を提供

する所以があるので、ご承知おきください。

なお、機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムに採用された場合、透明性確保の観点から所属や氏名が公表されます。

### 1 3 . 研究成果の発表

機構 SPRING プログラム及び機構次世代 AI プログラムにより得た研究成果を発表する場合は、採用者に送付するガイドブックに従って当該事業の支援を受けたものであることを表示してください。

### 1 4 . 研究奨励費の取扱い

研究奨励費は税法上雑所得として扱われるため、所得税、住民税の課税対象となり自身で確定申告が必要です。このことを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当に問い合わせてください。また、扶養の扱い等、所得税、確定申告に関する問い合わせについては、最寄りの税務署に問い合わせてください。自身で社会保険や年金等の手続き・管理を適切に行ってください。

### 1 5 . 担当・問合せ先

京都大学大学院教育支援機構（国際・共通教育推進部 管理掛）

Tel : 075-753-9353, 9599

E-mail : kanri-graduate@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

Website : <https://www.kugd.k.kyoto-u.ac.jp/support/recruitlist>

※機関 HP にある FAQ、補足説明（修正一覧）も併せてご参考ください。

出願期間終了直前は多数の問合せによりメールの返信に時間が掛かる可能性があります。

時間には十分余裕を持って出願準備をしてください。

また、正確な回答をお返しするため、問合せは可能な限りメールでお願いします。

(別表 1・機構次世代 AI プログラムに出願できる研究科・専攻)

研究科	専攻
情報学研究科	情報学専攻
理学研究科	数学・数理解析専攻 宇宙物理学専攻 地球惑星科学専攻 生物科学専攻
医学研究科	医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻
工学研究科	機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 材料化学専攻 化学工学専攻

(別表 2・機構 SPRING 分野選考審査単位)

分野	研究科	専攻
人文・社会分野	文学研究科  教育学研究科  法学研究科  経済学研究科  人間・環境学研究科  経営管理教育部  アジア・アフリカ地域研究研究科	文献文化学専攻 思想文化学専攻 歴史文化学専攻 行動文化学専攻 現代文化学専攻  教育学環専攻 法政理論専攻 経済学専攻 人間・環境学専攻 経営科学専攻 東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻 グローバル地域研究専攻
情報・AI 分野	理学研究科  情報学研究科	数学・数理解析専攻 地球惑星科学専攻 情報学専攻
量子分野	理学研究科	数学・数理解析専攻 物理学・宇宙物理学専攻

	工学研究科  情報学研究科	機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 航空宇宙工学専攻 原子核工学専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 情報学専攻（通信情報システムコース）
マテリアル分野	理学研究科  医学研究科  薬学研究科  工学研究科	数学・数理解析専攻 化学専攻 生物科学専攻 医学専攻 医科学専攻 薬科学専攻 薬学専攻 創発医薬科学専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 材料工学専攻 材料化学専攻 物質エネルギー化学専攻 分子工学専攻 高分子化学専攻 合成・生物化学専攻 化学工学専攻
健康・医療・生命分野	理学研究科  医学研究科  薬学研究科  生命科学研究科	生物科学専攻 医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻 京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻 薬科学専攻 薬学専攻 創発医薬科学専攻 統合生命科学専攻 高次生命科学専攻
環境・エネルギー・複合分野	理学研究科  工学研究科	地球惑星科学専攻 社会基盤工学専攻 都市社会工学専攻

	農学研究科	都市環境工学専攻 建築学専攻 農学専攻 森林科学専攻 応用生命科学専攻 応用生物科学専攻 地域環境科学専攻 生物資源経済学専攻 食品生物科学専攻
	人間・環境学研究科	人間・環境学専攻
	エネルギー科学研究所	エネルギー社会・環境科学専攻 エネルギー基礎科学専攻 エネルギー変換科学専攻 エネルギー応用科学専攻
	アジア・アフリカ地域研究研究科	東南アジア地域研究専攻 アフリカ地域研究専攻 グローバル地域研究専攻
	総合生存学館	総合生存学専攻
	地球環境学舎	地球環境学専攻 環境マネジメント専攻

(別表 3・次世代 AI 分野追加審査)

委員会名	参画研究科	参画専攻
次世代 AI プログラム実施委員会	情報学研究科 理学研究科 医学研究科 工学研究科	情報学専攻 数学・数理解析専攻 宇宙物理学専攻 地球惑星科学専攻 生物科学専攻 医学専攻 医科学専攻 社会健康医学系専攻 人間健康科学系専攻 機械理工学専攻 マイクロエンジニアリング専攻 電気工学専攻 電子工学専攻 材料化学専攻 化学工学専攻